

七、[第4条第1項第9号](#)（博覧会の賞）

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。
2. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。